# 入 札 書

入札金額 金

円

## 名 称 低濃度PCB廃棄物処分業務

#### 入札金額内訳

名称	規格	単位	単価(円)	予定数量	金額(円)
			*		
低濃度 PCB 廃棄	<b>塗膜くず、容器(ドラム缶・</b>	1		7.101	
物処理費	ペール缶)処分費含む	kg		7,101	
低濃度 PCB 廃棄 物処理費	廃プラスチック、容器(ドラ	lza		3,050	
初处连負	ム缶・ペール缶)処分費含む	kg		5,050	
低濃度 PCB 廃棄 物処理費	繊維くず、容器(ドラム缶・	kg		1,297	
初处连負	ペール缶)処分費含む	Kg		1,291	
低濃度 PCB 廃棄 物処理費	金属くず、容器(ドラム缶・	kg		214	
1/2/飞生其	ペール缶) 処分費含む	ĸg		41 <del>'1</del>	
合 計(=入札金額)					

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

※:各単価については、1円単位までを記載しても差し支えないこととする(1円未満の桁は記載できない)。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者住 所商号又は名称氏 名

囙

入札代理人 氏 名

印

- 備考1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと (ただし、金額の訂正はできない。)。
  - 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

## 仕様書の内容等に対する質問票

令和 年 月 日

道路維持課事業係 あて

【質問者】 会 社 名 電話番号 FAX 番 号 担当者氏名 メールアドレス

仕様書の内容等について、次のとおり質問いたします。

入札	_等予	定年月	月日	令和5年8月9日(水) 14時20分
調	達	件	名	低濃度PCB廃棄物処分業務
質				
問				
内				
容				

- 注1) 質問票の提出先は下記のとおりです。FAX送信又は電子メールで提出の場合は、必ず電話で到達確認してください。
- 注2)回答は道路維持課にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載します。

(https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ippan.html)

- 注3) 調達件名ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。
- 注4)提出期限:令和5年8月3日(木) 17時00分

### ≪質問票提出先≫

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市建設局土木部道路維持課事業係 電話番号 011-211-2632 <u>FAX番号 011-218-5123</u> メールアドレス doroi\_ji-jigyou@city.sapporo.jp 共通-第8号様式 別紙3

## 委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 札 幌 市 長

住所委任者商号又は名称職・氏名

印

調達件名
低濃度PCB廃棄物処分業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏名

印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
  - 2 代理人(受任者)の印は、入札(見積)書に使用する印と同一の印を押印すること。
  - 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

## 事後審查型一般競争入札参加資格確認申請書

令和	年	月	日

(あて先) 札幌市長

住	所
商号又	は名称
代表者	者 氏 名
債権者	・コード

令和5年7月26日付けで入札告示のありました<u>低濃度PCB廃棄処分業務</u>に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること及び下記2の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札 参加をしないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第14条の4第6項に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けたプラント、または廃棄物処理法 第15条の4第1項に基づき、微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を受けたプラントにおいて、当該廃棄物の処理が可能な者であること。
- (7) 処理施設の立地する自治体から当該廃棄物の受入及び処分が可能という判断をされていること。
- (8) 処理施設の受入れ基準及びその他制約条件がある場合には、本業務の実施において支障とならないこと。

#### 2 添付書類

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備考
	上記1(6)、(7)の資格を確認できる書類(履行実績が確認 できる契約書の写し等)	
	上記1(8)の資格を確認できる書類(処理施設の受入れ基準及びその他制約条件がある場合には、本業務の実施において支障とならないことを示す書類)	
	事業協同組合等にあっては、組合員名簿	

注1:必要な書類を告示及び入札説明書により確認し、添付した書類は「添付の有無」欄に○印をつけ

てください。

注2:電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

## 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所申出人 商号又は名称職 ・ 氏 名

私は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札(見積合せ)に参加のうえ、落札(決定)者となり、消費税及び地方消費税 の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

印 紙貼 付

#### 産業廃棄物処理委託契約書

役務の名称 低濃度 PCB 廃棄物処分業務

上記の役務について、札幌市(以下「委託者」という。)と、

(以下「受託者」という。) は、

別紙<役務の内容>に記載された産業廃棄物の下記契約区分に関する役務を 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に従い適正に行 うため、次のとおり契約を締結する。

1 契約金額 契約単価は別紙<役務の内容>(3)のとおり

2 履行期間 契約締結日から令和6年2月15日まで

3 契約保証金 「免除」又は「金 円」

4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市

代表者 市長 秋 元 克 広

受託者 住 所 商号又は名称職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

#### 産業廃棄物処理委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(産業廃棄物処理委託契約書を含む。以下同じ。)に基づき、別冊の仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。)を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第 15 条第 1 項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び解除 は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額(委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて 得た金額をいう。)の 100 分の 10 以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に従って委託する場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、法第14条第16項又は法第14条の4第16項の規定に基づき、書面による委託者の承諾その他の再委託の基準に従わなければならない。

3 受託者は、前2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託 に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(役務内容の変更等)

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、役務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

#### (監督等)

- 第7条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、 この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託内容)

- 第8条 契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別紙<役務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで法で許可された車両で適正に運搬しなければならない。
- 2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別紙< 役務の内容>に示す方法及び施設にて適正に処分しなければならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

- 第9条 委託者は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、別紙<役務の内容>の適正処理 に必要な情報の欄に記入し、受託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、別紙<役務の内容>の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート(WDS)」(平成29年7月環境省改訂)を参考に、書面にて提供しなければならない(記載方法は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)第2版」(平成25年6月)を参照すること)。
- 3 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する 産業廃棄物の性状に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及 び程度の情報を通知するものとする。なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれが ある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や 腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、 あらかじめ協議のうえ、書面により定めることとする。

#### (受託者の責任範囲)

- 第10条 受託者の責任範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 役務が収集・運搬の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

- (2) 役務が処分の場合は、委託者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法に基づき適正に 処理すること。
- (3) 役務が収集・運搬及び処分の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

#### (委託者に対する損害賠償)

第 11 条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第 19 条の 2 の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

#### (第三者に対する損害賠償)

第 12 条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

#### (委託者の責任範囲)

第13条 受託者が第10条各号のいずれかの役務の過程において受託者又は第三者に損害が発生した場合に受託者に過失がない場合は、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

#### (完了届)

- 第 14 条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の役務が終了した後、直ちに完了届を作成し、下記(1)~(3)のマニフェストを添付して、委託者に提出しなければならない。ただし、役務が収集・運搬及び処分の場合は、収集・運搬業務に係るマニフェストを法で定める期間内に委託者にあらかじめ提出し、完了届には処分業務に係るマニフェストを添付すること。
  - (1) 収集・運搬については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票(排出事業場から処分場所までの区間のみを運搬する場合はB2のみ)。
  - (2) 処分についてはマニフェストD票。
  - (3) 収集・運搬及び処分については、収集・運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票(排出事業場から処分場所までの区間のみを運搬する場合はB2のみ)、処分業務についてはD票。

なお、委託者は、上記(1)~(3)のマニフェストについて、A票(排出事業者控え)及び最終処分終了後に提出を受けるE票とともに、5年間保存する。

#### (検査等)

- 第15条 委託者は、前条の規定による完了届の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前条及び前項の規定を準用する。 (処理代金の支払)
- 第16条 受託者は、完了検査に合格したときは、処理代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内(以下「約定期間」という。)に前項の処理代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経 過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くも のとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、 その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、 第1項の処理代金の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第 17 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、処理代金につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第 15 条第 2 項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による処理代金の支払が遅れた場合に おいて、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息 の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第 18 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後に おいても、同様とする。
  - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排 除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納

付命令)が確定したとき。

- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は 刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第 19 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で あるときは、この限りでない。
  - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 第15条第2項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
  - (1) 役務が履行不能であるとき。
  - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
  - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により 一般競争入札に参加することができなくなったとき。
  - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する 行為をしたとき。
  - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 受託者又は受託者の役員等(株主等の受託者への支配力を有する者を含む)が暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会

屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- へ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると 認められるとき。
- ト 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- チ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(リにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- リ 受託者が、イからトのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(チに 該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- ヌ 反社会的勢力に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足り る履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由 があると認められるとき。
- 3 前2項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の 処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者の指示により受託者は責任をもって、廃 棄物の処分、費用の償還等に応じなければならない。
- 4 委託者は、第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、 受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部 分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者 は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する処理代金を受託者に支払わなければならない。
- 5 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずること があっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 6 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができ ない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10 に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠 償金として請求することができる。
  - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の 債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、 当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

#### (契約解除に伴う措置)

- 第19条の3 受託者は、第19条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第 19 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

#### (契約保証金の返還)

第20条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契

約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第22条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のう え定めるものとする。

## ○ 受託者の事業の範囲

### 【次表の許可区分の口の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入し、空欄は斜線で抹消する。】

許可等の区	許可等の区分 許可、契約等の内容			添付書類		
□ 許可業者(注	□ 許可業者(法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項の許可を受けた者)			許可証の写し		
	積込場所の	産業廃棄物許可品目・許可番号				
	許可	特管産廃許可品目・許可番号				
□□収集運搬	荷卸場所の	産業廃棄物許可品目・許可番号				
	許可	特管産廃許可品目・許可番号				
		処理処分の場所				
□ 中間処理	中間処理 産業廃棄棚可品目・許可番号					
■		特管産廃許可品目・許可番号				
₩ 取於处力		処理処分方法		施設の能力		
□ 専ら再生利用		_				事業概要がわかる
(古紙、くて	(古紙、くず鉄等、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者)					書面
□ 許可を要しない者				指定書の写し又は		
(法施行規則第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号、第10条の15各号に該当する者)				事業概要がわかる		
				書面		
□ 環境大臣の認定を受けた者				認定書の写し		
(法第15条の4の2各号、法第15の4の3各号による認定を受けた者)						

<sup>※</sup> 受託者は、この事業の範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し又は事業概要がわかる書面などを委託者に提出し、この契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、この契約書に添付するものとする。

<許可証	(写し) 貼付欄>		
	(	割印(委託	割印(受託

## <役務の内容>

- (1) 契約期間 契約締結日から令和<u>6</u>年<u>2</u>月 <u>15</u>日 まで
- (2) 排出事業場 (委託者の事業場) 住 所 事業所名
- (3) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等。 受託者の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項

	T 、 取 終 処 万 及 い 再 2	2	3	4	
産業廃棄物の 種類	低濃度PCB廃棄物処 理費(塗膜くず、 容器(ドラム缶・ ペール缶)処分費 含む)	低濃度PCB廃棄物処理費(廃プラスチック、容器(ドラム缶・ペール缶)処分費含む)	低濃度PCB廃棄物 処理費 (繊維くず 、容器 (ドラム缶 ・ペール缶) 処分 費含む)	低濃度PCB廃棄物処 理費(金属くず、 容器(ドラム缶・ ペール缶)処分費 含む	
予定数量	7, 101kg	3, 050kg	1, 297kg	214kg	
処分単価					(合計予定処分金額)
	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円
処分の方法					
処分施設の 処理能力					
処分施設の 所在地					
最終処分(再 生を含む)施 設の所在地(					
予定地)					
性状 適 正					
処性状の変理化					
に 荷姿 退合等に 要よる変化					
要な情報であるのの項マ有のでは、一無					

最終処分 (予定) の情報記載欄

取於処力 (ア正)	ひノ1月 千以 記し 単以 作制	
最終処分先の番号	最終処分の方法	最終処分施設の処理能力
最終処分先の許可番号	埋立処分の場合は、管理型処分、安定型処分、遮断型処	埋立処分の場合は、許可証記載の許可容量を、
を記載する。	分のいずれかを記載し、再生の場合は、破砕、選別、たい肥化、燃料化などと再生の実態を記載する。	再生の場合は、処理する施設及び産業廃棄物の 種類ごとの能力を記載する。